

非暴力平和隊・日本(NPJ) ニューズレター

第63号

2017年6月9日発行

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 1-21-7 静和ビル 1階 A 室

Tel: 080-6747-4157 E-mail: office@np-japan.org

Website: <http://np-japan.org/>

Nonviolent Peaceforce Japan Newsletter

| | | | |
|-----------------------------|------|-------|----|
| ・【巻頭言】集中砲火を浴びるマスコミ | 事務局長 | 安藤 博 | 2 |
| ・ 今こそ非暴力防衛を | 監事 | 鞍田 東 | 5 |
| ・ ガンディーとキングに学ぶ | 理事 | 大橋祐治 | 7 |
| ・ 理事会報告 | 理事 | 小笠原正仁 | 11 |
| ・ 沖縄報告 | 共同代表 | 大畑 豊 | 12 |
| ・ 那覇地検から処分の通知 （起訴猶予）について | 共同代表 | 大畑 豊 | 19 |
| ・ 2016 年度決算報告 | 事務局 | | 20 |
| ・ 2017 年度活動方針 | 事務局 | | 21 |
| ・ 2017 年度予算 | 事務局 | | 22 |
| ・ 主要費目説明 | 事務局 | | 23 |



NP 南スーダンスタッフ Hope Tichaenzana Chichaya

集中砲火を浴びるマスコミ

理事・事務局長 安藤 博

・どこへ行っても

マスコミの無力・情報垂れ流し・”政府御用達”が毎日のように言われます。たとえば「共謀罪法案阻止」の国会前集会の場などでも（写真）。



安倍政権が「戦争のできる国」に向けて暴走を続けるのに対してなすところなく、ひたすら政府等の提供情報を右から左へと流すだけだと。自分も現役時代はマスコミ記者であったので、他人ごとではいられません。ただの読者、あるいは”マスコミ害毒”の被害者であるだけでなく、かつては加害者でもあったかもし

れないという苦い思いを、マスコミが集中砲火を浴びるなかで日々感ずるのです。

日本のマスコミは記者クラブ制度の中で権力と癒着していると古くから言われてきました。安倍政権となってその弊はことさらであるようです。

ここで「マスコミ」と言っているのは、全ての新聞/テレビについてはありません。首相が国会で改憲についての考えを問われて、「それはこの新聞を熟読して下さい」と答弁したような、文字通りの”安倍ご用達紙”とか、北朝鮮への軍事対応で安倍政権顔負けの前のめりを繰り返すウルトラ右翼紙は論外です。逆に、「戦争法反対」「共謀罪法案廃案」を叫ぶような人びとの中で評価の高い『東京新聞』も含みません。以前との比較で報道機関としての劣化がしきり問題にされるところ、具体的には主として『朝日』『毎日』それにNHKを念頭にしていることです。

・マスコミの墮落

わたくしが“直撃”される思いとなったマスコミ批判は、今年は先ず3月4日の沖縄・伊江島での集会でのことでした。日本のガンジー、阿波根昌鴻を顕彰する毎年3月初めの「学習会」です。ことしの「第15回ゆずり合い 助け合い 学び合う会」は、石原昌家・沖縄国際大学名誉教授の講演「『集団自決』、強制集団死のちがいは何か」と、同教授と彫刻家

金城実氏との対談でしたが、ここで問題になったのは、沖縄のひとびとにとって許しがたい「自決」と言う言葉が新聞で安易に使われ、その際の言い訳に「家族もそう言い慣わしているのだ」とされることでした。

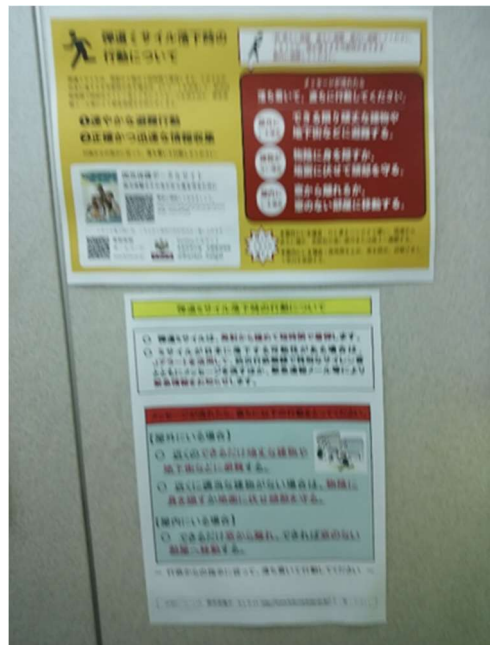
次いで連休時の5月4日、埼玉県越谷市の9条の会年次総会で。講師に招いた孫崎亨（うける）・元外務省国際情報局長が、国際情勢、特に中国、北朝鮮と日本との関係を語る中で、安倍政権の好戦的とも言える外交政策を批判し、“返す刀”でそれを見過ごす日本のマスコミを痛烈に批判されました。マスコミ各社のトップが総理と会食をするという、米国の『ワシントン・ポスト』や『ニューヨーク・タイムズ』では考えられもしない醜態をさらしていること、そしてマスコミでは情報が偏るので、ツイッターによって自前の情報取得に努めていることなどを語られました。

そして、わたくしの地元市川市の〈戦争をさせない1000人委員会〉が、5月6日に共謀罪法案についての学習会を【総がかり行動】リーダーの高田健さんを講師として行った際に。高田さんは、学者、ママの会、【SEALDs】、【総がかり行動】等を束ねた市民連合と野党各党が総選挙に向け一致団結するためようやくこぎつけた画期的政策協定をほとんど報じないで、民進党議員が自民党に転向しようとしているといったゴシップまがいのこ

とにひたすら紙面を割いていると、強く批判しておられました。

・誇張される「マスコミの誇張」

マスコミの弊を鳴らすときの定番、「針小棒大」「事実歪曲」が、昨今のにぎやかなマスコミ批判に対しても感じられることがあります。北朝鮮のミサイル連発に対して安倍政権は「弾道ミサイル落下時の行動について」と題する告示を出しました。「緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る」という内閣府官房告示です（写真）。



「頭巾を被れ」と触れ回った第二次大戦下を思わせるものです。お笑いとしかいたえない言葉で無用に脅威をあおっている

感がありますが、マスコミもこれに同調していると批判されます。「北の脅威」を喧伝し、世界で広がる自爆テロ頻発の報道と相まって共謀罪法案への支持を広げ9条改憲への地ならしをしているというのです。このところの世論調査で、安倍提案の「9条に自衛隊を明記」に対する賛成が半数を超える（51%）とされます（『日本経済新聞』、2017/05/29）。

だからといって、「北」のミサイル連発などを報じないわけにはいかないでしょう。それが共謀罪法案等に有利に働くのは防ぎようがない、「北の脅威」こそは安倍政権の最強の支援者であって、そのことをマスコミの罪とするのは当たりません。

「日本のマスコミはいまや政府丸抱えとなった」と、これもマスコミ批判の常套句になりつつあります。しかし、日本のマスコミの安倍政権に対する姿勢の二分化が続くうち、片や極端なほどに御用新聞化し、片やその反動のように、また吹っ切れたようにこのところ反安倍色を強めています。十把一からげの「丸がかえ」はやや雑な言い方でしょう。

・ファクトで勝負

マスコミ批判に対して「他人ごとではいられません」と記しましたが、ずっと前にマスコミ記者でなくなっている自分としてはその批判に答える術はありません。

ただ「マス」ではないにせよ、折に触れて「メディア」で自分の思うところを書く機会を持っている立場で、権力に対する言論の働きが今日の日本でどのようなものであべきかを述べておきます。

第3代米国大統領で独立宣言を起草したトマス・ジェファーソン（1801年-1809年）は、「新聞なき政府か、政府なき新聞か、いずれを持つべきかの決断を迫られたら、私は一瞬のためらいもなく後者を選ぶであろう。」と言ったのだそうです。この言葉は、「それ見ろ、マスコミを大事にしろよ」と開き直るのではなく、「そうした役割を持つようなものにマスコミはならねばならない」と受け止めるべきでしょう。

それは、一言に言えばファクトに忠実に、事実を伝えることに徹するということです。読ませようとする作為から、厚化粧で客引きをするような浅ましい書き方をしてはならないのです。

それはしかし、他方では読ませる工夫に徹することでもある、特に、若者に対してです。

冒頭に記した伊江島集会でのことですが、石原教授は参加者に対するサービスでおびたしい数の新聞記事を用意しそれを読みやすいようにとA3紙に拡大してプリントしてこられました。しかし、遠方から来ていた10人近くの学生は、教授たちの話しにあまり反応していません。

それもそのはず、「学生は新聞を読まない」と言われて久しいのです。

もう既に15年くらいにもなるむかし、わたくしは大学で行っていた講義の要項に「毎朝、新聞を読むことを受講の条件とする」と記していました。「毎朝、味噌汁と納豆のご飯を食べて来ること」を条件とするような奇妙な感じを持ちながらではありましたが。

ここで問題にしているようなマスコミ批判は、多くが新聞を読まない若者にとって何が問題であるかが分からない、雲の上の出来事ではないでしょう。事実を伝えることに徹するには、読ませる工夫も必要である所以です。

いずれにしてもやさしいことではありません。御用新聞社に勤める記者を含めて全ての記者諸君に言いたい、「ひとたび記者となったからには、安倍、菅ごときにいよいよ丸め込まれてはなるまい、意地を見せて欲しい」と。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

今こそ 非暴力防衛を

宮田光雄「非武装市民抵抗の構想

・・・日本国憲法九条の防衛戦略」

を読んで

「山上の説教から憲法9条へ」

新教出版社

監事 鞍田 東

5月2日の朝日新聞に載っている世論調査の結果について考えている。

「憲法第9条を変える方が良いと思えますか？」

〈変えないほうがよい 63%〉

しかし、

「安全保障関連法に、賛成ですか？」

〈反対 47%〉

条文上の9条護憲派は多数派だが、非戦・非武装派は少数派なのだ。

そして、

「日米安保条約をこれからも維持していくことに賛成ですか？」

〈反対 9%〉

このギャップについては言葉も出ない！ 憲法第9条を どう受け取っているのだろうか？ 更には、この9%には 自主防衛派も含まれていよう。察するに、世論調査に答えた63%の「9条護憲派」の多くは、「武装した」米軍の日本駐在を必要と考えており、場合によっては自衛隊が米軍とともに

に「戦争に参加する」ことをやむを得ないと考えているのだろう。

この人達にとっての第9条への期待は、「自分は」戦いたくないということなのだろう。状況次第で、「9条改憲もやむなし」となり、或は「日米軍事同盟の強化」、或は「核武装」、或は「先制攻撃態勢整備」へと転じて行くのではないだろうか。

もちろん、この人たちは平和を願っており、国の外交努力、或は市民の交流深化などにより戦争を回避することを願い あるいはそのために努力してくださるかもしれない。

しかし、わたしたちは、日本の世論の危うさを直視すべきだろう。

そして、その原因の一つに私共が防衛問題を論じることを回避してきたことにあると思う。防衛というと「軍事力」のことだと思うのが大方の「常識」だ。

そして、「防衛」か、「降伏」かという選択肢しかないと思ってる。「非暴力防衛」という「常識から外れた」考え方については耳にしたことさえないのだろう。

「防衛」が必要な状況に「非暴力防衛」で対応することは容易ではない。

(ガンディー「非暴力の抵抗」

(1942, 4)・「わたしの非暴力 2」に収録・参照)

しかし、いったん始まった戦争が どれだけ悲惨で収束困難かは歴史を紐解き世界を見渡せばわかること。

そして、非暴力防衛の研究は、世界各方面で、また日本でもねばり強く続けられている。

その、お一人、宮田光雄さん（非暴力平和隊日本・賛同人）が、このたび刊行された「山上の説教から憲法9条へ」（新教出版社）で「非武装市民抵抗の構想・・・日本国憲法九条の防衛戦略」について論じておられる。

内容は、非武装による防衛構想、市民的抵抗の諸形態、市民的抵抗とデモクラシー、〈草の根〉からの市民運動。まことに時宜を得た論考だと考える。

なお、宮田さんは、過日 非暴力平和隊日本が刊行した『ピースキーパー』を参考文献としてあげてくださっている。

また、「あとがき」でも、「たとえば『非暴力平和隊』という NGO 団体は、現在、シリアでの暴力克服のため、現地の NGO との『同盟・共闘』を模索しつつ活動しているという。『テロリズムを克服するのは軍隊ではなくて非暴力平和隊のような NGO 活動ではないだろうか』（メル・ダンカン他『ピースキーパー-NGO 非暴力平和隊の挑戦』2016年）」と書いておられる。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

マハトマ・ガンディーと キング牧師から学ぶ 理事 大橋祐治

原稿に向かおうとした矢先の今朝、米国時間 6 月 1 日にトランプ大統領はパリ協定からの米国の離脱を表明した。自然環境保護、環境破壊に対するグローバルな対応に対し America First を優先するトランプのまたしても NO! である。オバマ前大統領は直ちに声明を発表、トランプが反対しようともアメリカ国民の良識はパリ協定遵守に向けて歩みを進めるであろうと発言した。

「ガンディーの非暴力主義は、単に暴力を使わないという消極的なものではない。それは社会や自然環境全体への非暴力的なアプローチを含んでいる。」

「キングは、牧師として神から託された使命はナショナリズム（国家への愛）より広くまた深いとして、アメリカの魂を救うためにベトナム戦争に反対した。」

この二つの引用は、前者は「ガンディーを継いで—非暴力・不服従の系譜：塩田純・NHK 出版」からであり、後者は 4 月末、メル・ダンカンのメールに引用されている「ベトナムを越えて：1967 年キング演説」での発言である。私は偶々、「ガンディーを継いで—非暴力・不服従の系譜」を感銘深く読んでいて、更にメル・ダンカンがメールで言及しているキングのベトナム反戦の演説を聞いてそれ

らの読後感を NPJ ニュースレターに寄稿しようと思っていた。非暴力主義はナショナリズムを越えた真理であり自然環境全体を包摂したものであることを改めて学ばされたからである。

メル・ダンカンからのメールは、トランプ大統領がシリアに向けて 59 発の巡航ミサイル発射指令を出し、続いてアフガニスタンで MOAB (モアブ: mother of all bombs) を投下した直後の 4 月末に受け取ったものである。“・・・主要メディアはこれらの行動を称賛しており、「正戦論」(just war) や「暴力によって救いがもたらされるという救済論」(redemptive violence: Walter Wink の定義)と「合意の捏造」(manufacture of consent: Noam Chomsky の定義)の組合せは力強く説得的だからこそ、NP は暴力のエスカレーションに対する有効な代替案としての非暴力・非武装市民平和維持活動をさらに前進させるべく声をあげなければならない”と呼びかけている。アメリカの納税者が支払う 59 発の巡航ミサイルのコストは最低 8300 万ドル、それに対し EU が NP に援助するシリア市民社会グループの訓練と支援のための資金は 3 年間で 200 万ドルにしか過ぎない。そしてメル・ダンカンは 50 年前の 1967 年にニューヨークのリバーサイド教会でのキング牧師の演説「ベトナムを越えて—沈黙を破るとき—」の最後を引用して締めくくっている。

メル・ダンカンが最後に“私たちは今ま

だその選択ができる”との表現はキングのワシントン大行進の演説“私には夢がある”(I have a dream)を連想させる。

1963年の“私には夢がある”の演説(動画:約17分)と1967年の“ベトナムを越えて”(音声のみ:約50分)を聞いて、キングの演説の調子に大きな違いがあるのを感じた。“ベトナムを越えて”はベトナム反戦運動でありジョンソン大統領はじめそれまでのキングの支持者の多くの反対を押しきっての孤立した戦いであり、このときキングは心身ともに疲労の極致にあったのではないか。キングの暗殺はちょうどその1年後であった。しかし、メル・ダンカンが指摘しているように、この時の演説“ベトナムを越えて”はキングの預言者的演説であり、50年後の今日も私たちに大きな示唆を与えるものである。

キングは、アメリカの陥っている巨悪の根源に迫るためには、どうしても海外における国家暴力の発現にほかならないベトナム戦争に反対しなければならないとしてベトナム戦争反対の7つの理由を挙げている;(マーティン・ルーサー・キング—共生社会を求めた牧師:梶原寿著より)

1. 戦争は貧しい人々の敵:国内貧困対策費が戦費に浪費されている

2. 国内では同じ場所に住むことは許されない貧しい人々、黒人と白人がベトナムでは一緒に戦っていることの矛盾

3. 最も意味のある社会変化は、非暴

力の行動から生まれる。アメリカのゲットーで抑圧された人々の暴力をいましめる前に、今日の世界で最大の暴力装置、米国政府に、まず物申すべき

4. 「アメリカの魂を救うために」(To save the Soul of America)→アメリカが真にアメリカになること

5. ノーベル平和賞受賞(1964年)によって国家的忠誠を超えしめる召命(Calling)を受けた

6. 「敵の視点」からの問いかけに耳を傾ける・・・敵の視点に立って見て、初めて自分自身の状況の基本的弱点が見えてくる

7. 牧師として神から託された使命はナショナリズム(国家への愛)より広くまた深い

キング牧師はガンディーの非暴力思想の継承者と言われる。彼は神学校三年生のときに、ガンディーの非暴力思想に共鳴した。ベトナム戦争反対の7つの理由の6番目でキングは“「敵の視点から」自分自身を見る目を養うことで、敵と呼んでいる兄弟たちの知恵から学び、成長し、恩恵を受けることができる”と指摘しているが、これはガンディーの非暴力の哲学の重要な側面と言われている“人を理解し、人を敬い、相互間にある違いを認識し、関係を築いていくこと”と同じことであると思う。ガンディーは英国留学からの帰途の船上で山上の説教(新約聖書:マタイ5~7章)について語り、その聖書理解の深さに白人船客たちを驚

かせたという。そしてキングは、「ガンディーは、恐らくイエスの愛の倫理を、個人と個人との単なる交互作用をこえて、大規模な、強力で有効な社会的な力にまでひきあげた、歴史上最初の人物だろう。」と尊敬の念で記している。(自由への大いなる歩み：キング著)

さて、「ガンディーを継いで—非暴力・不服従の系譜」は20年前、NHKスペシャルで数々の優れたドキュメンタリーを製作しているNHKの塩田純プロデューサーが、ガンディーの曾孫のトゥシャールが残されたガンディーの遺灰をヒンドゥー教の聖なる河ガンジス川に散布した出来事を中心としたNHKスペシャルを製作した後、ガンディーの子供、孫、曾孫のそれぞれの非暴力・不服従の闘いの跡を追跡・記録した著書である。ガンディーについては程ほどのことは知っているが、ガンディーの運動や思想が子供たち子孫にどのように伝わり影響を与えてきたかについてはあまり知られていない。塩田氏は持ち前の地道で丹念な調査力によってガンディーの子孫によって伝えられたガンディーの非暴力・不服従の系譜をたどった。著書ではガンディーの次男マニラールの系譜に焦点が当てられている。前述の曾孫トゥシャールもマニラールの孫である。そして、マニラールは南アフリカで、マニラールの長男アルンはアメリカで、長女エラは南アフリカで、そしてアルンの長男トゥシャールはインドで、それぞれがガンディーの教えを

守り非暴力・不服従の闘いを苦しみながら闘ってきた様子が描かれていて大変感銘を受けた。

塩田氏がアルンやエラ、トゥシャールなどから聞いた話としてガンディーは子供や孫たちにいつも次のように話していたという。

「自分が正しいと思うことを恐れずにやり続けなさい。—もし間違いが見あたらぬのなら、その結果たとえ死のうとも、或いは貧しくなろうとも、どんなことがあってもその道を歩み続けなさい」

塩田氏は次のように書いている。

「ガンディーが南アフリカのナタール港に第一歩を記したのは、1893年のことだった。それから実に百年、一世紀の時間が流れた。ガンディーが蒔いた種は、まずインド人に受け継がれ、1946年から1948年に非暴力・不服従運動となった。やがてそれはアフリカ人との共闘関係の中でANCの戦術となり、1952年には南アフリカ全土で不服従運動が展開された。その後アパルトヘイト体制の下で、暴力と暴力の対決という長く不幸な時代があった。しかし、NPのデクラークもANCのマンデラも、暴力による対決が国民の破滅につながる道であることに気付いたと言ってよいだろう。南アフリカは今、ガンディーが目指した差別のない社会を実現しようとしている。そして、そこにガンディーの孫やひ孫たちが参画している。」

ネルソン・マンデラも当初は非暴力・不服従に賛成しなかった。武力闘争による以外にはアパルトヘイトは戦えないと考えていたようである。しかし、長い獄中生活の後に非暴力主義の理解を深めたのであろう。

マニラールの長男アルンは生前の祖父ガンディーに大変愛されていたようである。一時期、ガンディーのもとに預けられていたとき、ガンディーは多忙なスケジュールを割いて毎日かならず1時間アルンと過ごす時間を持っていたという。アルンはアメリカに渡り、キングが暗殺されたメンフィスで M・K・ガンディー非暴力研究所を開設し、全米各地を回ってガンディーの非暴力思想を説いている。アルンは「私はキングの著作を読んで、アメリカの人種偏見を知りました。」と言っている。あるアフリカ系アメリカ人がアルンを訪ねて来て、「アフリカ系アメリカ人の社会では、暴力が降りかかってきたら、暴力で仕返しをします。ほとんどのアフリカ系アメリカ人の若者たちが『殴られたら、殴り返せ。戦え』と教えられます」。

この個所を読んで私はすぐに NP のデビッド・グラントのことを思い出した。そのことについて NPJ ニュースレター 19 号（2007 年 9 月）の私の寄稿から以下を引用したい。

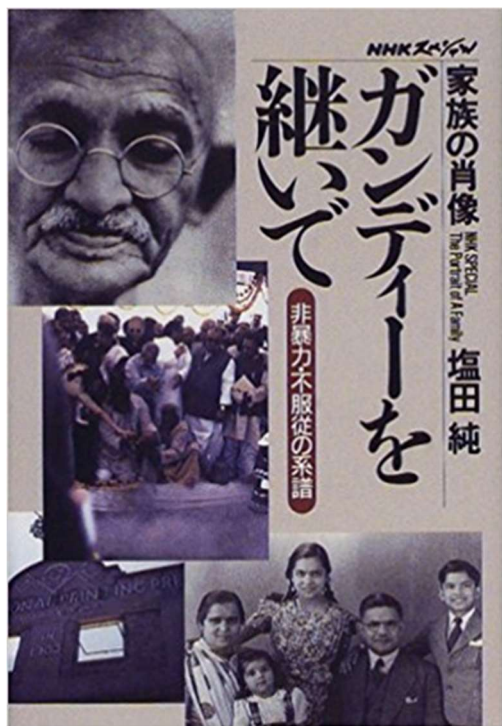
「高野山でリタ、マーティ夫妻へのインタビューの時、デビッドにも加わって

もらい、デビッドの NP との係わり合いなどの話も聞いたので、デビッドの素顔に接してみよう。

デビッドの生い立ちについて、会議の二日目の夜、大阪でのパネル討議の際の彼の冒頭の自己紹介は大変印象的であった。彼はアフリカ系アメリカ人を両親として生を受けた。住んでいたコミュニティはデビッド一家を除き全て白人であったので、デビッドは慣習に従って遠くにあるアフリカ系アメリカ人の学校に通わねばならなかった。ところがある神父のはからいで、地元の学校に入れることになった。しかし、いつも白人の子ども達に殴られるなどいじめを受けていたので、あるとき、そのことを父親に話した。父親の返事は“殴られたら殴り返せ”であった。それからは、殴られたら殴り返す喧嘩の連続であったが、ある時、そうする自分に疑問を持つようになった。これでは何も解決にはならないではないか？これが自分の非暴力思想の原点であったと思う。」

著書の序章「ガンディー暗殺から半世紀」の最後に書かれた著者塩田純の一文を引用して終わりたい。著書は今から 20 年前に書かれたものであるが、そして主として南アフリカにおけるガンディーの非暴力・不服従の軌跡を主題にしたものであるが、今日、非暴力非武装市民平和維持活動を唱道する我々に貴重な示唆を与えるものである。

「ガンディーの暗殺から半世紀を迎えた今、非暴力・不服従の思想の意義は一層高まっている。アメリカのキング牧師をはじめ、世界中にその継承者を得てきた。こうした中で、人種差別が最も厳しかった南アフリカで、その子孫がどのような苦闘を展開したのか。その軌跡を追うことは、二十世紀の大きな思想的遺産である『非暴力・不服従』の意義をとらえ直すことにつながるだろう。そして、それはまた一つの思想を実践し通すことの厳しさを知る旅にもなるはずだ。」



☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

6月4日理事会報告（敬称略）

理事 小笠原正仁

2017年度第一回のNPJ理事会は、6月4日午後1時から3時まで京都駅近くの

真宗大谷派のしんらん交流館会議室で開催された。君島、安藤、大畑、小笠原の4理事が参加。

討議されたのは：

① 安倍改憲案に関する声明を出すという鞍田監事提案の当否

② 沖縄米軍基地建設反対運動に対する支援（大畑・徳留提案）

の二議案を中心についての議論をした。鞍田提案は以下の通り。

『自衛隊条項は第9条第2項と矛盾することになる』という〈法律論〉で対応しているは、安倍首相一派の改憲ペースに巻き込まれてしまう。政治的な〈主張〉としてではなく一つの〈知見〉として『非武装・非暴力抵抗による防衛』という道があることを今こそ精一杯宣伝すべきではないか』というもの。

君島は、安倍改憲案には、十分な備えを持って対処しなければならない、護憲派の仲間内の議論だけでは意味がない（“9条は9条では守れない”）として、安倍提案を支持するような人々との対話が必要であると述べ、また、9条、日本の平和/安全保障は、東アジア地域全体の枠組みの中で考えられねばならないことを強調した。

その結果、まずはそうした討論の集会を、次回理事会と合わせて東京で行うことになった。

大畑からは現在の沖縄の過酷な状況が報告された。沖縄での非暴力平和活動に対する支援費を追加することを決めた。

沖縄報告

共同代表 大畑 豊

伊江島・わびあいの里での一年の活動も4月末に終え、5月からは名護市に拠点を移して、夏頃まで辺野古での新基地建設阻止の活動に参加していく予定です。辺野古ではカヌーチームに誘われ、30年ぶりぐらいにカヌーに乗りましたが、講習を2回受けたところでギックリ腰をやってしまい、なんとか良くなってきたかな、と思ったところでちょっと無理をやってしまい、またもやギックリ腰。今後は座り込みなどの活動に参加しながら体調を整えていきたいと思えます。

3月以降の沖縄の状況をご報告致します。
(琉球新報、沖縄タイムスなどを参考)

■膨張する基地工事予算

昨年12月、米軍北部訓練場の過半返還を急いでヘリパッドを「完成」させましたが、工事を急いだため、警備強化、ヘリを使用しての工事資材等搬入をせざるをえず、工事費がかさみました。高江ヘリパッドN1地区が1.9億円→11.6億円と6.1倍、G地区が2.1億円→11.3億円と5.4倍に膨らんだことが市民が得た情報公開資料でわかりました。その間契約変更が8～9回行なわれ、識者も「あり得ない。異常事態だ。公共事業の執行の適正化という観点から違和感を持つ」とコメントしています。特に警備費ではこの約6ヶ月間の工事のために2社に計33.9億円、1日平均1775万円も

使っていますが、沖縄防衛局は「適切な経費」と主張してはばかりません。

また突貫工事で作ったヘリパッドは盛り土した斜面が崩れていることが市民の監視によって分かっており、市民側は「全面的な補修が必要」で工事のやり直しとなればさらに多くの費用が膨れるおそれがある、と指摘しています。

辺野古の新基地建設にともなう仮設工事でも1年9か月の間に契約を10回変更し、59.6億円から139.6億円と2.3倍に膨らんでいます。契約変更で当初金額を倍以上も上回るなら、入札の意味がなくなる、新たに発注すべき、との指摘が相次ぎました。政府は工事費がかさんだ理由の1つとして、市民の抗議行動もあげますが、そもそも沖縄県や市民の合意のないまま工事を強引に推し進めてきた政府の姿勢に原因があるといえます。

■騒音で移住決める

ヘリパッドは一応完成しましたが、上記のように使えない状況です。しかし環境はすでに破壊され、もう原状回復は無理と言われてます。この新ヘリパッドは使えなくてもすでに完成しているN4ヘリパッドを使用してのオスプレイの訓練は激化しており、高江での抗議行動の象徴的存在の一人である安次嶺現達さん一家が「騒音で子どもたちが眠れない」と引越すことを決めました。オスプレイが来たら生活できなくなる、と彼が当初

から訴えていたことが現実になってしまいました。しかし「安心して暮らせる高江を取り戻すため、声を上げて頑張っていきたい」と今後も反対運動は続けると語りました。

■保釈

高江、辺野古の抵抗運動のなかでは多くの方が逮捕、勾留されてきましたが、辺野古の抗議活動で威力業務妨害容疑で昨年11月から逮捕・勾留されていた稲葉博さん(66)が3月8日に約3ヶ月ぶりに保釈されました。「精神的に限界にきていた、窓に取り付けられた鉄格子の間から見えるのは空模様だけ。心の支えになったのは仲間の面会、外から聞こえる仲間たちの声だった」と仲間たちに感謝し、裁判では不当な逮捕であると訴えていくと述べています。

3月18日には山城博治(ヒロジ)さんが逮捕から152日ぶり、約5か月に及ぶ拘束から保釈されました。ヒロジさんらの勾留は国内のみならずアムネスティなどの国際人権団体も支援に乗り出し、国連にも報告され、米軍準機関紙「星条旗」でも報道されました。

「出られると思えば逮捕の繰り返し。名護署での2ヶ月半の取り調べがきつかった」と振り返りました。米軍占領下の1954年に起きた沖縄人民党事件で不当にも2年間も投獄された瀬長亀次郎さんが釈放されたときの姿と重なる、との声もありました。瀬長さんは「不屈」という言葉が大好きで、「弾圧は抵抗を呼ぶ

抵抗は友を呼ぶ」との彼の言葉も有名ですが、その言葉どおりのことが今沖縄で起きています。

4月21日には、公務執行妨害、刑事特別法違反などの容疑で逮捕勾留されていた添田充啓さん(44、東京)も199日ぶりに保釈されました。起訴された3人のなかでは最も長い拘束で「長期間の拘束でくじけそうになったこともあるが、病気もせず出てくることができた」と喜びを表しました。これから長い裁判闘争が始まります。

■ ヒロジ裁判

3月18日にヒロジ氏ら起訴された3人の初公判が開かれ、ヒロジ氏は罪状認否で、現場での機動隊や沖縄防衛局の実力行使の不当性を訴え、威力業務妨害と公務執行妨害・傷害の罪については無罪を、器物損壊罪については事実を争わないとしたうえで、このような長期勾留は「不当な弾圧」と訴えました。

3月27日の第2回公判では検事側が準備した証拠映像に疑義が生じ、証人尋問が延期されるという異例の事態になりました。識者は「本来あり得ないこと」、他の弁護士も、公判当日に証拠の疑義が持ち上がる事態は「聞いたことがない」とその異常さを物語っています。本気で裁判をやろうと思っているとは思えません。

そもそも今回の辺野古、高江での一連のケースは本来ならば逮捕、起訴できる

ような事案でもなく、微罪なのに半年も立ってから起訴、再逮捕などを繰り返して出鱈目のし放題です。結果、逮捕された人のほとんどは起訴もできずに釈放され、起訴されても証拠が不十分。証拠がないので供述を集めるために口実つけては逮捕を繰り返しました。裁判所も逮捕された人の勾留延長や家宅捜索を安易に認め、保釈請求は認めず、行政に追随するばかりで司法の独立とは名ばかりです。

これら一連の逮捕、起訴を見て、権力による権力を使った運動つぶしの弾圧、と誰もが思うのは当然のことです。共謀罪が導入されようとしているいま、沖縄はそれが先取りしてやられている、と形容されます。

■埋立承認の撤回

3月25日、辺野古の米軍キャンプ・シュワブのゲート前で開かれた集会で、参加した翁長雄志県知事は前知事による辺野古沖の埋め立て承認について、「撤回を力強く必ずやる」と表明しました。これまで撤回も選択肢の一つとの発言はありましたが、撤回を明言したのは初めてです。3月28日、県は沖縄防衛局に対し、汚濁防止膜の設置工事を中止するよう指示しました。岩礁破碎許可の期限は3月いっぱいですので、この指示も数日後には無効になるわけですが、政府が県の指示に従わないという、撤回に向けての下地作りとも言われています。

埋立承認を撤回した場合にそれによって生じる損害についてえ翁長知事に対して損害賠償請求するとして菅官房長官の会見に対して県内では「恫喝だ」との批判が相次ぎました。金田法相や鶴保沖縄担当相も菅氏の発言を是認する発言を繰り返しました。市民側からは「非常識で恥ずかしい発言」、政府の「焦りを感じる」などの発言が出ました。弁護士も「国が直接請求できる条文はなく、国家権力を使った恫喝」と言っています。

■1000日



4月1日、米軍キャンプ・シュワブゲート前での新基地建設反対の座り込みを始めて千日を迎えました。約600人が「勝つまで諦めない」と集まり氣勢を上げました。またこの日は県の岩礁破壊許可期限が切れた日にもあたり「違法な工事はやめろ」と声を上げました。保釈されたヒロジさんも集会開始前に挨拶をし、集会前から盛り上がりました。

■県が行政指導

4月5日県は沖縄防衛局に対し岩礁破壊許可を申請するよう行政指導した。3

月 31 日に許可が終了してから県が行政指導するのは初めてで、これと並行してボーリング調査に関する協議が必要だとし、情報の提供を防衛局に求めました。

■続く逮捕



4 月 6 日には公務執行妨害や刑特法違反の疑いで普天間飛行場ゲート前、シュワブゲート前で計 3 人を逮捕しました。ラインを越えただけで、明確な侵入とは言えず、拘束する必要があるのか、と過剰な警備に批判が寄せられました。(全員翌日釈放)



11 日シュワブゲート前でダンプカーの下に潜り込んで運行を妨げたとして女性(62)を逮捕。5 月 19 日ゲート前で違法ダンプを取り締まるよう警察官に抗議した男性が公務執行妨害容疑で逮捕(翌日

釈放)、22 日工事車両の前で「牛歩」運転していた男性の車が警官に接触したと公妨容疑で逮捕されました(翌日釈放)。

海上でも抗議行動を続けるカヌーメンバーの拘束が常態化しています。ヘリ基地反対協の安次富浩共同代表は「警察は運動を萎縮させるためにあらゆる手を使ってくる。なるべく逮捕者を出さずに訴えを広げていきたい。非暴力の抵抗運動をつくりあげていきたい」と連帯を呼び掛けました。

ゲート前、海上、そして逮捕者が出れば、ゲート前の抗議を終えた後、名護署前に移動しての抗議行動と、人数的、体力的にも厳しい状況があります。

■辺野古 護岸着工



4 月 25 日新基地建設の埋立ての第一段階となる護岸工事に着手と沖縄防衛局は発表。事前協議や岩礁破壊許可申請などに国は応じず、工事を強行。知事は「暴拳だ」と憤りを隠しませんでした。ただこの日行なわれた作業は 15 分、碎石 5 袋を波打ち際に置いただけで、市民側は国が工事再開の既成事実化を図ろうとした「セレモニー」に過ぎないと冷静に分

析しています。ゲート前には市民 70 人以上。海には市民抗議船 4 隻、カヌー 16 艇に対し、海保ゴムボート約 25 艇、100 人近い海保職員が警備にあたりました。

■米軍属女性暴行殺人事件から 1 年

元海兵隊員の米軍属の男に暴行され、20 歳の女性が殺害された事件から 1 年。いつもどおりのジョギングに出かけ、そのまま帰らぬ人となってしまった女性への追悼の集会が行なわれました。両親は「お父さん、お母さんと一緒に帰るよ。何も心配することないよ。痛い思いをしなくていい」と遺体発見現場で涙ながらに語り掛け、父親は「米兵や軍属による事件事故が相次ぐのは、沖縄に米軍基地があるがゆえに起こることです。1 日でも早い基地の撤去を望みます」と手記にを発表しました。



政府は民間警備会社へ委託するなどして車 100 台、200 人体制の「安全パトロール隊」を組織し、今年 1 月からは県警の警察官 100 人を増員していますが、米軍絡みの犯罪抑止に役に立っているのか、市民からは疑問の声が上がっています。

本当に犯罪防止をしようとするなら女性の両親の声に耳を傾けるべきでしょう。

■オスプレイ訓練中止 ハワイ

ハワイ住民による激しい騒音被害の抗議を受け、海兵隊はオスプレイの訓練を取りやめていたことが 5 月初めにわかりました。環境アセスメントによるとオスプレイは緊急時などに年 25 回に限りハワイの空港を利用できるとしていましたが、海兵隊は今年 1～3 月までに 800 回以上訓練。住民の訴えを受け、環境弁護士事務所アースジャスティスが今年 3 月に書面を送付、法律遵守と訓練中止を求めていました。2012 年にもやはりハワイで、遺跡への影響を考慮してオスプレイの訓練を中止したことがあります。米国、ハワイでは住民の訴えに対してきちんと対応するのに対して、日本、沖縄からの度重なる訴えに対しては対応しようとしなのは明らかな二重基準としか言いようがありません。また米軍に対してももの言えない日本政府の無責任さにもあきれます。

■沖縄返還の日

特に県主催のイベントはありませんでしたが、地元 2 紙は復帰後の歩みをそれぞれ特集しました。在日米軍専用施設面積は復帰時の 58.7%から最大 75%まで膨らみ、北部訓練場の一部返還などにより去年は 70.6%とわずかに減りましたが、基地の荷重負担ということでは変わっていません。

この1年間でも元米兵による暴行殺人事件やオスプレイ墜落事件、住宅地上空での夜間飛行訓練、パラシュート降下訓練などの事件事故等の被害は相変わらず、普天間基地のみならず、在沖米軍の約7割を占める海兵隊の撤退を求める声も大きくなりつつあります。

復帰のときに「核抜き本土並み」と言われましたが、当時沖縄で言われたことの一つに「本土並みになったのは自衛隊の配備だけ」ということでした。復帰に合わせてそれまで駐留してなかった自衛隊も配備され、この年に陸海空合わせて3千人が配備、その後米軍基地の共同使用など増強が進み、2016年で自衛官数は7100人にまで増えています。最近では南西諸島防衛に力を入れ、「5・15県民集会」では与那国島、宮古島、石垣島の軍事強化が進み、要塞化して捨て石とされた過去の記憶が甦ると、懸念が表明されました。

3月15日の紙面でしたが、地元両紙の「論壇」欄には「米軍基地を撤去させよう」「嘉手納基地のゲート封鎖を」という投稿がそれぞれ掲載されました。偶然同日になったのでしょうか（とはいえ基地に関する投稿は多いですが）他県ではありえないのでは、と記憶に残っています。

■44年ぶりに村長選

最後に伊江島での話題をいくつか。

伊江島戦では1944～45年にかけて、

村民約3200人が今帰仁に疎開され、その後、久志村大浦崎に強制収容、収容された村民も4200人にまで膨れ上がり、47年3月18日まで生活しました。

その当時収容された村民が生活していた久志村（当時）に記念碑が建立され、奇しくもその記念式典が3月18日に執り行われました。



「伊江村民収容地跡記念碑」式典で収容者を代表して島袋清徳・元村長は「島を追われ、この地で耐え難い収容生活を送った。その日その日の飢えをしのぐのが精いっぱいだった」と挨拶されました。この碑はちょうどキャンプシュワブゲートの近くにあるのですが、何の標識もなく、一般の人にはちょっと気づかれない場所でした。

4月16日に44年ぶりに村長選が行われました。同村長選では、県内市町村の首長選挙で最長の10回連続で無投票当選が続いており、最後に選挙があったのは復帰翌年の1973年。選挙戦では伊江

港の整備や子育て支援、生活・農業基盤の整備などが訴えられましたが、伊江島の基地問題は争点にはならず、現在進んでいる基地機能強化工事については容認しつつ、その上で騒音などの被害対策、工事の村民生活への影響を最小限に抑えることなどを両候補は訴えました。投票結果は現職の島袋秀幸氏(64)が圧勝し、2184票。前村議の仲宗根清夫氏(63)613票。投票率74%。有権者3787人。

4月18日には1945年4月18日に伊江島で戦死した米軍従軍記者アーニー・パイルの慰霊祭がアーニー・パイル記念碑広場で執り行われました。彼はピューリッツァー賞を1944年に受賞し、一兵士の視点から戦況を報道し、人気の記者でした。

彼は長年の従軍記者生活で心身ともに疲労し、この従軍記者は伊江島戦で最後にすると公言していたのですが、まさにその伊江島戦で戦死してしまいました。沖縄に住む米軍退役軍人や伊江島分遣隊の米兵ら約40人が参列しました。

4月21日には伊江島戦の組織的戦闘が終結した日で、村では慰霊祭が毎年行なわれています。また戦闘で犠牲になった灯台職員を追悼する慰霊祭が22日に執り行われました。伊江島灯台は台湾航路の開設に伴い東洋一の灯台として120年前に設置されたもので沖縄戦ではアメリカ軍の空襲によって灯台で働く3人の職員とその家族5人が犠牲になった、と

のことです。伊江島ではその戦闘末期から終了後にかけて強制集団死(集団自決)が起こり、わかっているだけでも4件あります。

3月末から6月にかけて、沖縄では各地で慰霊の日が続きます。

悲惨な戦闘を経験したからこそ、また焼け野原となってしまった陸地では食べ物は何もないときに、その豊かな海の幸で生き延びることができ、子や孫を育てられた、文字通り命の海を埋め立てようとしていることがが、許されないのです。子や孫にひきついでいかなくはない、その思いが強いのです。

辺野古に新規地はつくらせない。

連日ゲート前での座り込み、海上での抗議抗議行動が続けられています。



那覇地検から処分の通知

(起訴猶予) について

共同代表 大畑豊

5月31日付で那覇地方検察庁から加害者に対する処分の通知が来ました。

本文は「〇〇(加害者氏名・筆者注)に対する過失運転致傷事件(事件番号平成29年検第20040号)は、平成29年5月31、不起訴処分(起訴猶予)としたので通知します。」というものです。

この通知に先立ち、5月18日に担当検事から処分の「見込み」について面会して口頭での説明がありました。運転過失致傷は成立するが、座り込んでいた、ケガの程度、現場が騒然としていたことなどを考慮し、起訴猶予とする、とのことでした。

それに対し私は以下のような意見を言いました。座り込んでいたというが、現地では米軍や警察車両前で座り込み止めることはいわば常態化しており、警察もその日初めて来たのではなく、長期に渡り機動隊は配備されていて現場の状況は熟知していたはず。

ケガの程度は軽いと言っても、たまたま現場にいた女性が、「人がいる！」と叫んで車体を叩いて運転手に危険を知らせたから止まって重症には至らずに済んだだけであり、運転手自らが危険回避をしたわけではない。この女性がいなかったらどうなっていたかわからない。また周囲にも警官は多数おり、彼らが不測の事態が起きないように注意を払うべきであり、警備車両の進行にも当然安全確保のための注意を払うべきであった。

騒然としていたことを責任逃れに使っているが、騒然していたからこそ通常よりもさらに注意を払って運転すべきであったし、その騒然の原因をつくったのも警察の法的根拠を示せない駐禁看板の突然の設置であった。

また事故後の運転手の対応が、警察職員として、運転手として許さざるべき対応であった。周りの状況から事故あるは何か異常が起きたことは明らかであるのに、自ら降りて状況を確認しなかったのは運転手としての安全確認義務違反であり、救護義務違反にもあたる。また周囲に警察官がおり、不申告罪にはあたらないうが、運転席から一步も出なかったことは重大である。

また今回質問してわかったことですが、運転者が降車しなかったのは上司からの指示であり、車外へ出るによりより周囲がさらに混乱するとの判断からそのように指示したとのこと。しかし現場では実際には事故を起こしながら運転席から降りようとしなかったことに対する市民の憤慨の声が上がっていたのであり、その判断は間違っていたとしかいいようがなく、運転手個人のみならず、警察組織としての責任も重い。

またやはり質問して初めてわかったのですが、助手席にも機動隊員が乗っていて、事故後、降車して周囲を確認したとのことでした。二人も乗車していたにもかかわらず前方に立っていた人間が座り込んだことに気が付かなかったとしたならば不注意も甚だしい。(続く裏面)

NPJ 2016年度決算

| | 項目 | 16年度予算 | 17年3月実績 | 備考 |
|----|------------------------|------------------|------------------|------------------------|
| 1 | 書籍売り上げ | 0 | 123,500 | ブックレット:ピースキーパー売上 |
| 2 | 会費 | 600,000 | 611,000 | 会費納入感謝 |
| 3 | カンパ | 400,000 | 492,000 | カンパ予算超過御礼申し上げます |
| 4 | 雑収入 | 0 | 16 | |
| 5 | 経常収入計 | 1,000,000 | 1,226,516 | |
| | 書籍作成費 | 0 | 166,192 | ブックレット:ピースキーパー作成費 |
| 6 | 発送配達費 | 64,000 | 80,020 | ニュースレター59号、60号、61号、62号 |
| 7 | 給料手当 | 240,000 | 240,000 | 20,000/月 |
| 8 | 事務所賃貸料 | 120,000 | 120,000 | 10,000/月 |
| 9 | 振込料 | 12,000 | 11,150 | |
| 10 | 事務費 | 30,000 | 9,974 | |
| 11 | 旅費交通費 | 90,000 | 113,370 | |
| 12 | 通信費 | 30,000 | 29,660 | |
| 13 | 雑費 | 7,000 | 11,848 | |
| 14 | 広報費活動費 | 184,000 | 168,008 | 注1 |
| 15 | 活動支援費 | 440,000 | 190,000 | 注2 |
| 16 | 会場費 | 10,000 | 0 | |
| 17 | 講師費用 | 30,000 | 0 | |
| 18 | 予備費 | 40,000 | | |
| 19 | 経常支出計 | 1,297,000 | 1,140,222 | |
| 20 | 当期経常収支過不足 | -297,000 | 86,294 | |
| 21 | 前期繰越剰余 | 407,208 | 407,208 | |
| 22 | 今期経常繰越剰余金 | 110,208 | 493,502 | |
| 23 | 特別収支 | | | |
| 24 | 前記残高 | 2,277,310 | 2,277,310 | |
| 25 | 今期支出 | | | |
| | メルダンカン招待 | 700,000 | 701,137 | 7月1～8日 |
| 26 | 特別収支残高 | 1,577,310 | 1,576,173 | |
| 27 | 未払金 | 0 | 0 | |
| 28 | 残高合計 (22+26+27) | 1,687,518 | 2,069,675 | |

注1. ボン・シンポジウム翻訳費100,000、ウェブ管理費54,000

注2. NARPI支援費30,000、NP支援60,000、沖縄支援50,000、地域活動支援50,000

● 2017 年度活動方針

力/軍事力が、世界で日本で幅を利かす
つある。「非武装」の「文民」（市民）に
よる「市民保護（平和構築）」

（Unarmed Civilian Protection=UCP）
が、いまほど重視されねばならないとき
は時はない。非暴力平和隊・日本

（NPJ）は南スーダン等における＜非
暴力平和隊（NP）＞の活動を引き続き
支援する。国内においては、安倍政権が
「戦争ができる国」への回帰を強行する
とともに、沖縄の軍事基地増設反対活動
を残忍な暴力で抑え込もうとしているこ
とに対する非暴力抵抗活動並びに同活動
への支援に力を入れる。

【集会】

2016 年に NP 創立メンバーのひとり
である国際平和活動リーダー、メル・ダン
カン氏を招聘して非暴力平和活動につ
いての講演集会を行ったのに続き、より
広く UCP 一般についての啓蒙/キャン
ペーン集会を計画する。

・メルダンカンの講演内容を NPJ 内、
国内で深める作業がまず必要。冊子を利用
した学習会、検討会をしたうえで、更
に話しを聞く必要があるならば、メル・
ダンカンと同じく NP 活動のリーダーで
あるクリスティン・シュバイツァーその
他の招聘を考えるのがいいのでは。

・東京など日本国内の各主要都市で、
UCP 活動キャンペーンの一環として、

NPJ 活動について勉強会/集会を行う。

【提案・意見】

・安倍政権による軍事力増強、軍事一
辺の外交・「国際貢献」に対し、
NP/UCP がどのように対案となりうる
のか、南スーダンでの NP と自衛隊の活
動を対比しながら、日本国憲法と UCP
のつながりについて一番詳しい君島理事
に講演してもらう。UCP がどのような
文脈でできてきたのか、非軍事、非武装
でできる国際貢献について、PKO の変
質してきた経緯を踏まえ、憲法論を展開
する必要がある。

・非武装への理解・関心はゆっくりでは
あるが広まりつつあるので、紛争地に非
武装でいることの意義について深める活
動が必要。

【行動】

日本政府が、警察機動隊隊員や雇上げの
警備保障会社員を先頭に基地増設反対の
市民に情け容赦ない、しかし沖縄でしか
行われぬような差別的暴力を奮っている
現場で、非暴力抵抗活動に当たっている
ひとびとを支援する。

2017 夏にはナルビの非暴力トレーニング
を沖縄で行うことが予定されており、
大畑理事を派遣ならびに沖縄への旅費負
担するとともに、例年通りのナルビへの
3 万円補助をする。

NPJ 2017年度予算

| | 項目 | 16年度予算 | 16年度決算 | 17年度予算 | 備考 |
|----|------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------------|
| 1 | 参加費 | | | | |
| 2 | 会費 | 600,000 | 611,000 | 600,000 | |
| 3 | カンパ | 400,000 | 492,000 | 400,000 | |
| 4 | 雑収入 | 0 | 16 | | |
| | 書籍販売 | | 123,500 | | |
| 5 | 経常収入計 | 1,000,000 | 1,226,516 | 1,000,000 | |
| | 書籍発行費 | | 166,192 | | |
| 6 | 発送配達費 | 64,000 | 80,020 | 64,000 | NL発行:5月、9月、12月、2月 |
| 7 | 給料手当 | 240,000 | 240,000 | 240,000 | 20,000/月 |
| 8 | 事務所賃貸料 | 120,000 | 120,000 | 120,000 | 10,000/月 |
| 9 | 振込料 | 12,000 | 11,150 | 12,000 | |
| 10 | 事務費 | 30,000 | 9,974 | 30,000 | |
| 11 | 旅費交通費 | 90,000 | 113,370 | 90,000 | |
| 12 | 通信費 | 30,000 | 29,660 | 30,000 | |
| 13 | 雑費 | 7,000 | 11,848 | 7,000 | |
| 14 | 広報費 | 144,000 | 168,008 | 144,000 | ウェブ管理費70,000:翻訳費60,000 |
| 15 | 活動支援費 | 440,000 | 190,000 | 440,000 | 主要費目説明参照 |
| 16 | 会場費 | 20,000 | | 20,000 | |
| 17 | 講師費用 | 40,000 | | 40,000 | |
| 18 | 予備費 | 40,000 | | 40,000 | |
| 19 | 経常支出計 | 1,277,000 | 1,140,222 | 1,277,000 | |
| 20 | 当期経常収支過不足 | -277,000 | 86,294 | -277,000 | |
| 21 | 前期繰越剰余 | 308,081 | 407,208 | 493,502 | |
| 22 | 今期経常繰越剰余金 | 31,081 | 493,502 | 216,502 | |
| 23 | 特別収支 | | | | |
| 24 | 前記残高 | 2,277,310 | 2,277,310 | 1,577,310 | |
| 25 | 今期支出 | | | | |
| | メルダンカン招待 | 700,000 | 701,137 | 700,000 | |
| 26 | 特別収支残高 | 1,577,310 | 1,576,173 | 877,310 | |
| 27 | 未払金 | 0 | 0 | 0 | |
| 28 | 残高合計 (22+26+27) | 1,608,391 | 2,069,675 | 1,093,812 | |

2017年度予算主要費目説明：

.....

1. 活動支援費の主な支出

(1) NP 関連

①NP 支援 60,000 円：会費（600,000 円）の 10%を目途に NP の支援に充てる (NPA)

(2) NARPI(ナルピ)への支援 30,000 円

NARPI（：東北アジア地域平和構築インスティテュート：Northeast Asia Regional Peacebuilding Institute）は、東北アジア地域に根差す市民社会の平和創造の力をより強めることを目的に、毎年、実践的平和トレーニングを提供するため設立、2011 年第 1 回夏季平和実践トレーニングを韓国・ソウルにおいて開催、日本、中国、韓国他 8 カ国から 50 名近い参加。昨年は台湾で実施。NPJ と理念・目標などで共通しており、また、NPJ の理事の奥本京子（大阪女学院大学教員）が日本側の代表でもあり、設立当初より NPJ は支援している。今年は沖縄で実施。（講師派遣費[大畑豊]は別途計上）

(3) 地域活動支援費 60,000 円 昨年予算比+10,000

昨年、北九州市、市川市などで開催された非暴力トレーニング、平和イベントなど地域活動への支援

(4) NP 啓蒙活動費 80,000 円 昨年予算比+20,000

NP 幹部招聘に関連した広報活動、小集会、他団体との共催集会などへの支援

(5) 沖縄支援 180,000 円 昨年予算比+130,000

2. 広報費の主な支出

(1) ウェブ管理費 54,000 円：

(2) NP 活動翻訳費 100,000 円：NP ウェブサイトの情報翻訳ほか

(3) その他、翻訳情報への対価

3. シンポジウム「日本国憲法が考える安全保障構想」を開催 30,000 円

君島代表を講師の一人とし「日本国憲法が考える安全保障」につながる東アジア集団安全保障体制等をテーマにしている憲法学や平和学の論者と併せた討論集会実施

4. NP 幹部招待 700,000 円：特別会計より支出：201 年度後半を予定。各地で講演会開催

テーマ：「非武装文民平和維持活動(UCP)の実践と課題」（仮題）



Nonviolent Peaceforce

非暴力平和隊の理念と活動に賛同・支援して下さる個人および団体を会員として募集しています。入会のお申込みは、**郵便振替、銀行振込、非暴力平和隊・日本のウェブサイトの入会申込ページ**をご利用くださいますようお願いいたします。

◎ **正会員（議決権あり）**

- ・ 一般個人：10,000円
- ・ 学生個人：3000円

◎ **賛助会員（議決権なし）**

- ・ 一般個人：5000円（1口）
- ・ 学生個人：2000円（1口）

* 団体は正会員にはなれません。 ・ 団体 : 10,000円（1口）

■ **郵便振替**：00110-0-462182 加入者名：NPJ

* 通信欄に会員の種類を（賛助会員の場合は口数も）ご明記ください。

■ **銀行振込**：三井住友銀行 白山支店 普通 6622651 口座名義：NPJ代表 大畑豊

* 銀行振込をご利用の場合は、お手数ですが電話・ファックス・メールのいずれかを通じて入会希望の旨、NPJ事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

■ **ウェブサイトからのお申込み**：http://np-japan.org/4_todo/todo.htm#member

【那覇地検から処分のお知らせ（起訴猶予）について】 （続き）

検事は私の指摘に対して「心情的にはわかるが」とか「そのように考えることもできるが」という言葉を繰り返し「全体として考えると処罰するに値しない」ということを何度も述べましたが、「全体として考える」となぜ「処罰するに値しない」ということになるのか、その論理の飛躍は甚だしいと言わざるをえません。

もし同じことを市民が行なったらどうなるのか、警察官だから不起訴なのか、と思わず言ってしまいましたが、検事は「そんなことは絶対ありません」と、当然といえば当然ですが、語気を強めて言い返してきました。

また、もし本人が真摯に反省している、ということがあれば、それが考慮されることもあるだろうが、本件に関しては事故が認定されたあとも、本人からの謝罪は一切ありません。しかも本件は職務中であり、本来ならば上司を伴って謝罪に訪れるのが、一般社会、勤務中に職員が起こした事故への対応として当然あるべきであるが、そうしたことが一切ないということは、事故に対する反省は一切なく、また同じことが繰り返される可能性も払拭できない。慰謝料の示談交渉にしても、診断書を軽視し、何度か交渉するなかでも2つの症状の1つしか認めなかったり、また検事面会直前にこちらの主張を認めると唐突に連絡してきたりと、誠実な対応とは到底思えません。

以上のことを勘案すれば、起訴し、刑事責任を追及する以外にその個人的、社会的責任を果たさせることはできないと考えます。今後は検察審査会に申し立てるなどの対応を弁護士／団と相談していきます。

共同代表 大畑 豊